

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について

1 意見募集の趣旨

道路交通法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 34 号。以下「改正法」という。）の施行に伴う道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号）及び道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）の改正に当たり、その案を一般に公表し、意見を募集するもの。

2 期間

令和 7 年 4 月 25 日（金）から同年 5 月 24 日（土）まで（30 日間）

3 内容

(1) 道路交通法施行令関係

- 側方通過時の自動車等による違反に対する免許点数及び反則金の額を規定する。
- 自転車をはじめとする軽車両に対する反則金の額を規定する。

(2) 道路交通法施行規則関係

- 運転免許試験成績証明書の交付対象に係る規定を改める。
- 仮運転免許証、交通反則告知書及び交通反則通告書の様式に所要の修正を加える。

4 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日（予定）